

経 済 産 業 省

平成14・03・25原院第10号
平成14年 3 月 2 9 日

高圧ガス保安法に係る保安係員等の選任について

経 済 産 業 省 原 子 力 安 全 ・ 保 安 院
N I S A - 2 5 1 0 C - 0 2 - 2

原子力安全・保安院は、高圧ガス保安法第27条の2及び第27条の3に係る保安係員等の選任について、下記のとおり法令の解釈の明確化を図ることとし、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局、各都道府県並びに高圧ガス保安協会に対し通知することとします。

記

保安係員等の選任について、規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）に「事業所ごとに選任する保安係員等について、法令上定める職務を十分に果たすことができる有資格者であれば、事業所の管理を委託している管理会社等に所属する者であっても保安係員等に選任できる旨を明確化する。」との記載がなされております。

当省における検討の結果、当該事業所においてその事業の実施を統括管理する保安統括者、保安統括者を補佐する保安技術管理者及び保安企画推進員、保安技術管理者（選任されない場合は保安統括者）を補佐する保安主任者並びに保安係員のうち保安係員（代理者を含む。）については、その職務及び職務遂行に必要な権限等が事業者の規程や委託契約において明確に定められ、保安係員としての確実な職務の遂行が確保されることが確認できる場合には、例えば、他の会社等に所属する者であっても保安係員に選任しても差し支えないと解される。